令和８年度 第９回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会

日時：令和８年１０月２６日（月）18 時 30 分～
場所：黒川コミュニティセンター　研修室

１. 開会

２. 市長挨拶

３. 会長挨拶

４. 協議事項

⑴伊万里の自然と環境を守る会からの要望について

⑵環境保全協定（案）について　資料１

５. その他

６. 閉会

今後のスケジュール
・１１月１１日(水)　１８:３０～　　黒川コミセン　研修室

資料１

環境保全協定（案）

黒川町及び牧島地区（以下「甲」という。）、肥前環境株式会社（以下「乙」という。）、伊万里市（以下「丙」という。）及び大栄環境株式会社（以下「丁」という。）は、伊万里市黒川町黒塩字飛石２０１９番５外に、乙が設置する廃棄物の管理型最終処分場（以下「施設」という。）の建設及び施設が廃止されるまでの間の運営に関し、次のとおり環境保全協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が設置する施設の建設及び運営により発生する公害（環境基本法（平成５年法律第９１号）第２条第３項に規定する公害をいう。以下同じ。）等を未然に防止するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）、その他関係法令及び本協定に定める事項を誠実かつ適正に遵守し、万全な措置を講ずることにより、黒川町及び牧島地区の住民（以下「地域住民」という。）の安全を確保し、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　施設　処分場を構成する埋立地、土堰堤、浸出水調整槽、浸出水処理施設、沈砂池等をいう。

⑵　施設の廃止　廃棄物処理法に規定する廃止の基準に適合することについて、佐賀県の確認を受けることをいう。

⑶　関係車両　施設の建設~~に関係する車両~~及び施設操業後の廃棄物の搬入等に関係する車両をいう。

⑷　工事期間　施設の整備に着手した日から竣工した日までの期間をいう。

⑸　操業期間　廃棄物の受け入れを開始した日から施設の廃止までの期間をいう。

（責務）

第３条　甲は、地域住民の安全の確保と生活環境の保全を図るため、協定事項の実施の確認を行うものとする。

２　乙は、施設の建設及び運営にあたり、周辺地域の自然環境及び海域環境の保全に配慮し、伊万里湾への影響はもとより、地域住民の生活環境に影響を与えないよう、公害防止技術の向上に努め、常に適切な措置を講~~じ~~ずるとともに、施設に起因する諸問題について責任を負う。

３　丙は、地域住民の安全の確保と生活環境の保全を図るため、甲とともに協定事項

の実施の確認を行うとともに、乙に対し履行の助言等を行うものとする。

4　丁は、乙が行う施設の建設及び運営について、乙に対し指導等を行い、協定の履行について、連帯して責任を負う。

（施設の建設）

第４条　乙は、施設の建設にあたっては、次の各号に掲げる事項を確実に実施するものとする。

⑴　地域住民の安全の確保及び生活環境の保全に十分配慮するとともに、監督責任者を配置し、廃棄物処理法その他の関係法令を遵守するものとする。

⑵　濁水対策として、仮設沈砂池を設置するなどの対策を講じ、水質汚濁の防止を図るものとする。

⑶　関係車両の運行あたっては、交通法規を遵守し、周辺住民の生活環境に支障をきたさないようにするとともに、乙の関係車両であることが判別できるようにし、騒音、振動及び粉じんの発生防止に配慮するものとする。

（施設の運営）

第５条　乙は、施設の運営及び設備の更新にあたっては、最新の技術の導入等を目指し、地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよう公害防止技術の向上に努めるものとする。

2　乙は、施設の運営にあたっては、廃棄物処理法に定める技術管理者を配置し、関係法令の遵守とともに、適正な維持管理に努めるものとする。

（廃棄物の種類）

第６条　施設に搬入できる廃棄物の種類は、別表１のとおりとする。

2　佐賀県外から搬入できる産業廃棄物は、佐賀県産業廃棄物等の適切な処理に関する条例（令和８年佐賀県条例第１４号）に定める佐賀県知事と協議等を経た廃棄物とする。

3　施設に搬入する廃棄物の種類を変更するときは、事前に甲及び丙と協議するものとする。

（環境保全対策）

第７条　乙は、別表２に定める放流水（浸出水処理水をいう。以下同じ。）の水質基準を遵守し、伊万里湾への環境負荷の低減に努めるものとする。

2　乙は、別表２に定める放流水の水質基準を遵守するために、余裕を持った管理目標値~~で~~をもって水質管理を行うものとする。

3　乙は、埋め立てた廃棄物の自重や自然災害などにより遮水シートが破損しないよう万全の対策を講~~じ~~ずるものとする。

4　工事期間及び操業期間において、地下水の汚染が確認された場合は、直ちに原因

を調査し、万全の措置を講~~じ~~ずるものとする。

5　乙は、乙が年１回行う地下水及び放流水の水質検査のための採水に甲を立ち合わせるものとする。

6　乙は、施設における硫化水素等の排出ガス、騒音、振動、粉じん及び悪臭の発生並びに廃棄物の飛散を防止するとともに、必要に応じて自主測定を実施するものとする。

7　乙は、処分場の法面の崩壊防止とともに、施設の景観について、植樹などによる対策を講~~じ~~ずるなど、周辺の景観に調和する施設となるよう必要に応じて甲、乙及び丙で協議するものとする。

8　乙は、災害等により、法面が崩壊した場合は処分場外に廃棄物などが流出しないように適切な措置を講ずるものとする。

9　乙は、甲が行う生活環境及び自然環境の保全及び向上に寄与する活動に協力するものとする。

（施設の操業時間、~~搬入~~関係車両）

第８条　施設の操業時間は、原則、午前８時から午後５時までとする。ただし、日曜日、年末年始は操業しない。

2　乙は、廃棄物の搬入及び処理に関し、法令に違反する行為が生じないよう、乙の従業員及び関係事業者に対し、教育、指導その他必要な措置を講~~じ~~ずるものとする。

3　関係車両は、交通法規の遵守とともに、周辺住民の生活環境に支障をきたさないようにすること。

4　乙は、関係車両について、乙の関係する車両であることが判別できるようにするとともに、公道上において待機を行わないよう指導するものとする。

5　乙は、災害等やむを得ない事情により、施設の操業時間を変更するときは、事前に甲及び丙と協議するものとする。

（情報の公開）

第９条　乙は、甲及び丙に対し、地下水及び放流水の水質検査結果について、検査機関から受領後、速やかに~~甲及び丙に~~提出するとともに、ホームページ等において公表するものとする。

2　乙は、甲及び丙に対し、施設の管理運営の状況について、年１回以上定期的に報告するとともに、施設運営に支障を及ぼさない範囲において、積極的に施設等（水質管理データを含む）の公開に努めるものとする。

（立入調査）

第１０条　甲及び丙、甲又は丙の指定する者が協定の履行の範囲内において、施設内に立ち入り調査・測定等を申し入れたときは、乙は、これに協力するものとする。

（事故等の措置）

第１１条　乙は、環境省の示す指針（平成１８年１２月２５日環廃対 061215002・環廃産 061215018）に沿って廃棄物処理施設事故対応マニュアルを作成し、施設に備え置くとともに、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域に重大な影響を及ぼすおそれのある事故等が発生したときは、ただちに廃棄物の搬入を停止し、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその内容を甲及び丙に報告するものとする。

（交通安全の実施）

第１２条　乙は、関係車両及び乙の従業員の通勤車両に対し、交通安全の徹底を指導し、児童生徒の通学時の安全の確保とともに、地域住民の車両の優先等に努めるものとする。

２　乙は、施設の建設・運営に伴い生じた道路損傷等について、道路管理者に連絡するとともに、速やかに応急の措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

第１３条　乙は、施設の建設~~・~~及び運営に関して、地域住民から苦情を受けたときは、誠意をもって迅速に対応するものとする。

（損害賠償責任）

第１４条　乙及び丁は、施設の建設~~・~~及び運営に伴い第三者（甲及び丙を含む）に損害を与えた場合は、当該損害について誠意をもって賠償するものとする。

（施設等の変更）

第１５条　乙は、施設の運用開始後に施設~~・~~及び設備の改良、変更（軽微なものを除く）をするときは、事前に甲及び丙と協議するものとする。

（埋立て期間）

第１６条　乙が、廃棄物の埋立てを行うことができる期間は、埋立て開始から２０年間とし、これを変更する場合は、事前に甲及び丙と協議するものとする。

（埋立て終了後の管理）

第１７条　乙は、埋立てを終了し、施設の廃止確認後においても、施設に起因する災害や環境汚染によって周辺環境に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずるものとする。

２　乙は、施設の廃止確認後においても、３年間は地下水及び~~放流水~~浸出水の水質検査を実施し、その結果を甲及び丙に提出するものとする。その後の水質検査の継続については、甲及び丙と協議するものとする。

（環境保全への協力）

第１８条　乙は、地域が行う生活環境及び自然環境の向上に寄与する活動に協力するものとする。

（~~連絡~~協議会）

第１９条　乙は、周辺地域の生活環境に関して甲及び丙と意見交換を行うための~~連絡~~協議会を設置し、毎年１回以上、開催するものとする。

２　甲及び丙は、施設の建設及び運営にあたり、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じる恐れがある場合は、乙に~~連絡~~協議会の開催を要請することができる。この場合において、乙は特段の事情が~~あるときを除き~~ない限り、これに応じるものとする。

３　甲及び丙は、施設の稼働状況及び周辺環境への影響等を確認するため、施設への立ち入り調査及び資料の提出を求めることができる。

４　乙は、~~連絡~~協議会を開催しようとするときは、甲及び丙に対し、開催の日の２週間前までに通知するものとする。

５　~~連絡~~協議会の開催に要する経費は乙の負担とする。

（地域振興策等）

第２０条　本協定に定めのない地域振興策等については、~~甲、乙及び丁が~~別途、協議し、定めるものとする。

（協定等の履行）

第２１条　乙は、協定事項を誠実に履行し、丁は、乙の履行責任を連帯して負う。

２　甲及び丙は、乙が協定内容に違反する重大な行為があった場合又は履行しない場合は、違反等が解消されるまでの期間、施設の建設又は運営の一時停止を求めることができる。

（継承に係る措置）

第２２条　乙は、施設の譲渡・貸付~~等~~を行う場合は、事前に甲及び丙と協議するとともに、譲渡等を受けた者に協定に定めた事項の履行義務の継承を義務付けるものとする。

（疑義事項の協議）

第２３条　協定に定めがない事項、疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第２４条　協定に定める事項に関する争訟は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書５通を作成し、各自押印の上、各自１通保有するものとする。

令和　年　月　日

甲　　佐賀県伊万里市黒川町塩屋５０４番地１

黒川町区長会　会長　　㊞

佐賀県伊万里市瀬戸町５８３２番地２

牧島地区区長会　会長　　㊞

乙　　佐賀県伊万里市伊万里町甲５１３番地

肥前環境株式会社

代表取締役　　㊞

丙　　佐賀県伊万里市立花町１３５５番地１

伊万里市長　　㊞

丁　　大阪府和泉市テクノステージ二丁目３番２８号

大栄環境株式会社

代表取締役　　㊞

別表１（第６条関係）

⑴施設に搬入できる産業廃棄物の種類

①	燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）
②	汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）
③	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）
④	ゴムくず
⑤	金属くず
⑥	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）
⑦	鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）
⑧	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
⑨	ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）
⑩	紙くず
⑪	木くず
⑫	繊維くず
⑬	動植物性残さ
⑭	動物系固形不要物
⑮	政令第２条第１３号廃棄物
⑯	廃石綿等（特別管理産業廃棄物）

⑵施設に搬入できる一般廃棄物の種類

①	焼却残さ（燃え殻、ばいじん（水銀含有ばいじんを含む））
②	不燃物（石綿含有廃棄物を含む）

別表２（第７条関係）

⑴放流水の水質基準　（単位：mg/L）

	項目	上限基準
①	水素イオン濃度（pH）	
②	化学的酸素要求量（COD）	
③	浮遊物質量（SS）	
④	窒素含有量（T-N）	
⑤	燐含有量（T-P）	
⑥	アルキル水銀化合物	
⑦	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
⑧	カドミウム及びその化合物	
⑨	鉛及びその化合物	
⑩	有機燐化合物	
⑪	六価クロム化合物	
⑫	砒素及びその化合物	
⑬	シアン化合物	
⑭	ポリ塩化ビフェニル	
⑮	トリクロロエチレン	
⑯	テトラクロロエチレン	
⑰	ジクロロメタン	
⑱	四塩化炭素	
⑲	1,2-ジクロロエタン	
⑳	1,1-ジクロロエチレン	
㉑	シス-1,2-ジクロロエチレン	
㉒	1,1,1-トリクロロエタン	
㉓	1,1,2-トリクロロエタン	
㉔	1,3-ジクロロプロペン	

	項目	上限基準
㉕	チウラム	
㉖	シマジン	
㉗	チオベンカルブ	
㉘	ベンゼン	
㉙	セレン及びその化合物	
㉚	1,4-ジオキサン	
㉛	ほう素及びその化合物	
㉜	ふっ素及びその化合物	
㉝	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
㉞	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	
㉟	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	
㊱	フェノール類含有量	
㊲	銅含有量	
㊳	亜鉛含有量	
㊴	溶解性鉄含有量	
㊵	溶解性マンガン含有量	
㊶	クロム含有量	
㊷	大腸菌数	
㊸	ダイオキシン類	
備考 基準値について、法令等の規制基準が変更された場合は、最新のものを適用する。		

黒塩地区産業廃棄物最終処分場立地に伴う地域振興策等の協定書(案)

黒川町及び牧島地区(以下「甲」という。)、肥前環境株式会社(以下「乙」という。)及び大栄環境株式会社(以下「丙」という。)は、乙が設置する廃棄物の管理型最終処分場(以下「施設」という。)の建設並びに運営に伴う生活環境及び自然環境の保全及び向上に関わって環境保全協定第20条による地域振興策等について次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙が行う施設の建設及び運営に伴い、甲地区の自然環境の保全並びに地区住民の生活環境の向上を図るため必要な措置を定め、もって、甲及び乙、丙が良好な関係のもと共存及び発展するとともに、地域住民が将来にわたって安心し、誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上させていくことを目的とする。

1. 跡 地 利 用

(埋立地)

第2条 環境保全協定第7条で、乙が設置する産業廃棄物最終処分場は、植樹などで周辺の景観に調和する施設となるよう甲、乙、丙が協議していくことにしており、乙及び丙は、「廃棄物の山」の印象を払拭する景観対策について甲の要望を取り入れて万全に対応するものとする。

2 埋立ての山頂については、フラット面積が狭くて運動広場等の整備は難しくなることから、展望所などの想定を含め、甲、乙、丙の今後の協議に委ねることにする。
ただし、埋立て終了後しばらくは、形状変更が難しいため、乙は、埋め立て段階において山頂に至る道路を整備するものとする。

(浸出水処理施設等跡地)

第3条 埋立て終了後、浸出水が排水基準以下になると浸出水処理施設が廃止となることから、浸出水貯水槽、浸出水処理施設、沈砂池等の敷地について、乙及び丙は、甲並びに地元の要望を充分に取り入れた跡地活用策に万全の対応をとるものとする。

(跡地周辺の活用)

第4条 跡地利用の第2条及び第3条の対応が難しい場合、乙及び丙は、甲並びに地元の要望を聞き埋め立て地周辺において、リサイクルパーク的な整備を検討して憩いの空間等の確保に努めるものとする。

2. 地 域 振 興 策

(地域振興策)

第5条 乙及び丙は、甲に対して誠意ある振興策を講じるものとし、甲と協議のうえ生活環境

及び自然環境の向上に寄与する対応を図るとともに、地域活動についても地域住民と連携した取り組みを進めるものとする。

(住民意向の反映)

第6条　甲は、跡地利用及び地域振興については、黒川町及び牧島地区において広く住民の意見等を掌握して対応策に反映するように努めるものとする。

(対応窓口)

第7条　地域振興策等について甲は、環境保全協定第18条の「連絡協議会」を窓口として対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各自押印の上、各自1通を保有するものとする。

甲　佐賀県伊万里市黒川町塩屋504番地1
黒川町区長会　会長　㊞

佐賀県伊万里市瀬戸町5832番地2
牧島地区区長会　会長　㊞

乙　佐賀県伊万里市伊万里町甲523番地
肥前環境株式会社
代表取締役　㊞

丙　大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社
代表取締役　㊞

立会人　佐賀県伊万里市立花町1355番地1
伊万里市長　㊞